

‘17 ビワコカップ第1戦

主催：2017ビワコカップ実行委員会

協力：ヤマハマリーナ琵琶湖

主管：(株)J. O. B.

帆走指示書

1. 適用規則

本レガッタには、『セーリング競技規則（以下RRS）』に定義された規則が適用される。

2. 参加申込

参加資格をもつヨットは、大会本部（ヤマハマリーナ琵琶湖）に4月6日までにFAXにて申し込むことによって、参加することができる。

3. 競技者への通告

競技者への通告は、本部船より口頭にて行うものとする。

4. 帆走指示書の変更

帆走指示書の変更は、それが発効する当日のAM8:30以前にヤマハマリーナ琵琶湖WEBに掲載されるものとする。

5. 申告

5-1 出艇申告は、参加申込書を以て受付けるものとする。

5-2 帰着申告は、フィニッシングラインを横切ったことにより、免除される。

リタイヤ、DNF、タイムリミット艇、それ以外の艇又は出艇申告をしたにもかかわらずスタートしない艇は、4月9日（日）PM 3:00迄に、必ず陸上本部へ連絡するものとする。

但し、電話連絡の場合は、必ず艇の責任者が行き、第三者に伝言を託してはならない。

5-3 帰着申告については、レース艇に義務づける事とし、5-2項に違反したヨットは、失格とする。

*** 陸上本部連絡先 ヤマハマリーナ琵琶湖 077 - 578 - 2182**

6. レース日程

6-1 4月9日（日） 最初のレースの予告信号の予定時刻 AM10:25

終了後引き続き次ぎのレースを行う。 レース数は最大2レースとする。

6-2 1つのレースまたは1連のレースが間もなく始まることを艇に喚起するために、予告信号を発する最低5分前に音響1声と共にオレンジ色のスタートライン旗を掲揚する。

7. クラス旗

クラス旗はヤマハビワコカップ旗を使用する。

8. レースエリア

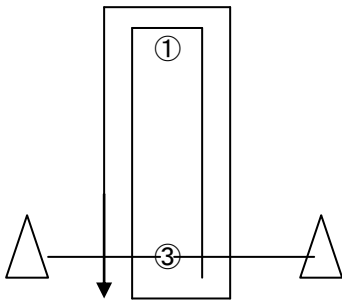
レースエリアは琵琶湖大橋南側 南湖とする。
スタートはヤマハマリーナ沖を予定する。

9. コース

コースは、通過すべきマークの順序及び回航方向を含み、おおよそ次図の通りとする。

9-1 コース図

スタート③→上・①→下③→上①→フィニッシュ③



9-2 コースの次のレグの変更

コースの次のレグを変更するために新しいマーク②を設置し、実行できれば直ぐに元のマークを除去する。
その後の変更で新しいマーク②を置き換える場合、その場合は元のマーク①で置き換える。

9-3 コース短縮

コース短縮をする場合は、RRS 32.2に従って行う。(音響2声と共にS旗掲揚、)

10. マーク

10-1 マーク①、③は、高さ約1.5mの数字入り黄色三角形である。

10-2 SI 9-2に規定される新しいマーク②は高さ約1.2mの数字入り黄色三角形である。

11. スタート

11-1 レースはRRS26を用いて、予告信号をスタート信号の5分前として、スタートさせる。

(予告信号)	スタート5分前	ヤマハビワコカップ旗掲揚、音響1声
(準備信号)	スタート4分前	P旗またはI旗またはU旗の掲揚、音響1声
(1分)	スタート1分前	準備信号の降下、長音1声
(スタート信号) クラス旗降下、音響1声		

11-2 スタートラインは、レースコミッティボートのオレンジ色旗を揚げたポールと、スタートマーク③の間とする。

12. スタートのペナルティ (I旗規則. U旗規則)

12-1 準備信号時にI旗が掲揚された時は、RRS 30.1が適用される。

12-2 I旗が掲揚された場合、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員又は艀装の一部でもスタートライン又はそのどちらかの延長線上のコースサイドにある場合、その艇はスタートする前にスタートラインの延長線を横切りプレ・スタートサイドまで帆走しなければならない。

12-3 準備信号時にU旗が掲揚された時は、RRS 30.3が適用される。

12-4 U旗が掲揚された場合、スタート信号前の1分間に、艇体、乗員又は艀装の一部がスタートラインの両端と最初のマークで作られる三角形の中にあってはならない。艇がこの規則に違反して、特定された場合には、その艇は審問なしに失格とされなければならない。ただしレースが再スタートまたは再レースとなった場合は、失格とならない。

13. 個別リコール

- 13-1 RRS 29.1により、レース本部艇にX旗を掲げ音響1声を発する。
- 13-2 スタート信号の際、艇体・乗員又は艀装の一部がスタートラインのコースサイドにある場合その艇はスタートする前に完全にスタートラインのプレスタートサイドを帆走しなければならない。
- 13-3 掲揚の時間は、全てのリコール艇がスタートライン及びその延長線上のプレスタートサイドに完全に入るか、あるいはスタート信号後4分間のいずれか早い方とする。

14. ゼネラルリコール

- 14-1 RRS 29.2により、レースコミッティーボートに第1代表旗を掲げ、音響2声を発する。
- 14-2 新たなスタートの予告信号は、音響1声と共に第1代表旗が降下した1分後に発せられる。

15. フィニッシュ

フィニッシングラインは、レースコミッティーボートのオレンジ色旗を掲げたポールとフィニッシュマーク③との間とする。
運営艇に青色旗が掲げられた時は、フィニッシングラインに位置していることを意味する。

16. タイムリミット

タイムリミットは、各レースの先頭艇フィニッシュ後60分とする。

17. 抗議

- 17-1 抗議は、陸上本部で入手し得る書式に記入し、最終艇フィニッシュ後60分以内に陸上本部に提出しなければならない。
- 17-2 抗議の通告は、審問の場所・時刻・抗議の当事者又は証人として指名された者を競技者に知らせる為、抗議締切時刻後30分以内に掲示するものとする。
- 17-3 審問に出席を怠った場合は、RRS 63.3.(b)を適用する。

18. 順位の決定

- 18-1 ポーツマスナンバーによる修正時間にて順位を決定し2レースの合計得点を以ってビワコカップ第1戦の成績とする。
- 18-2 ホワイトセール（メインジブ共ダクロンまたはテトロン製）を装着している艇はポーツマスナンバーを+3, 0とする。申込み時自己申告すること。但しレース委員会が現認する場合もある。

19. 失格に代わるペナルティー

RRS 44.2を適用する。（2回転のペナルティー）

* ケース後速やかに2回のタックと2回のジャイブを含む同一方向への2回転

20. ごみの投棄

レース艇はいかなるゴミも湖上に投棄してはならない。

21. エンジンの使用

レース中に艇体に付着した水草等の除去のため、一時的にエンジンを使用することを認める。
使用後、出来るだけ早く他艇から離れた後、1回転ペナルティを履行しなければならない。
ただし、艇がそのレースで明らかな有利を得ない場合に限る。

22. 得点方法

22-1 本レースの成績は、シリーズレースである『2017 ビワコカップ』の得点として加算される。

22-2 得点方法

☆正規にスタートしてフィニッシュした艇	…	1位	0点
		2位以下	順位点の得点
☆DNC（スタートしなかった。スタートエリアに来なかった。）…			そのレースの参加隻数+3点
☆DSQ（失格。）	……………	”	+2点
☆RET（リタイアした。）	…	”	+1点
☆OCS（スタートしなかった。スタート信号の時のスタートライン）…			そのレースの参加隻数+1点 (のコースサイドにいてスタートしなかったか、規則 30.1 に違反した。)
☆UFD（規則 30.3 に基づく失格。）	…		そのレースの参加隻数+1点
☆DNS（スタートしなかった。DNC と OCS 以外）	……………		そのレースの参加隻数の得点
☆DNF（フィニッシュしなかった。）	……………		そのレースの参加隻数の得点

23. 表彰 *当日表彰は行わずクリスマスカップ（第2戦）にて表彰する。

24. 事故発生時の緊急連絡先

陸上	ヤマハマリーナ琵琶湖	077-578-2182
湖上	セリングスタッフカンパニー 中西金一郎	090-3708-1677

25. ポーツマスナンバー一覧					
艇種	ポーツマス No	艇種	ポーツマス No	艇種	ポーツマス No
MUMM36	85	Y-31F	93.0	Y-24F	107.3
Y-33S	87.9	YR-30	94.0	Y-25ML・II・III 0/B	106.2
YR-9.5IMS	91.3	Y-35EX	94.1	Y-23・II・III	106.3
YR-30 II	92.3	Y-30S II	97.5	Y-25ML・II・III 1/B	106.8
Y-31S・SLTD	92.0	Y-31 II EX SH	103.9	Y-24	107.1
Y-30S NEW	91.5	Y-30ST	98.1	Y-25 II	107.9
FARR31	91.2	Y-30S	99	Y-21S,	109.9
BENF34.7	90	Y-28S	101	Y-21C	110.8
		Y-26 II S	101	Y-21R/C	111.5
		Y-31 II EX	101.9	J-21	113
		Y-26S・SC	102		
		Y-30CR・GRS	102.5		
		Y-26C・CEX	103.8		
		Y-26 II EX SH	106.0		

* 上記にない艇に関してはレース委員会でポーツマスナンバーを決定する。

* ホワイトセイル艇は自己申告することによりポーツマスナンバーを+3.0とする。

* 標準艇内装備、設備（クッション、床板等）と船舶検査に必要な法定安全備品を船外へ降ろすことは認めない。また、安全のためアンカー及びアンカーラインの搭載を義務づける。
但し、テーブルとその支え、ギャレージンバル、コンロはその限りではない。

* インспекション……・レース委員会は、艇内装備、設備、搭載備品、犠装セールエリアの検査のため
随時レース艇に立ち入り検査を行う権限を有するものとする。